

令和2年度第5回南関町農業委員会会議録

令和2年8月11日(火)
午後1時30分開会
南関町公民館 第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
8番 山本精武君
9番 大倉公泰君
5. 議 事
第22号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第23号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第24号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第25号議案 農地利用集積計画の承認について
第26号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について
第27号議案 非農地通知について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 竹島久利君	副会長 釘崎眞貴子君
1番 片山幸次君	2番 橋本勝君
3番 菅原和義君	4番 末竹信雄君
5番 荒木茂君	6番 西山良輔君
7番 片山カツ子君	8番 山本精武君
9番 大倉公泰君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 田口 明 君
書 記 上 田 賢 君

令和2年度第5回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） それではご起立ください。時間がまいりましたので、ただいまより令和2年度第5回南関町農業委員会総会を開会いたします。礼。

○事務局長（田口 明君） 本日は委員の皆様全員ご出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは農業委員憲章朗読を8番、山本委員さん、よろしくをお願いいたします。

○8番（山本 精武君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） それでは、改めましてこんにちは。

台風も無事に通過をいたしまして安心しているところでございます。ところが、5号が改めて発生するというので5号は本土の方に近づきゃせんだろうかと思っ
てちょっと心配しているところでございます。

それから、先月から人・農地プランの研修を行いまして、今月から座談会をすることになっておりましたが、新型コロナの影響で中止となりました。今後中止になるか、また再開するかまだ検討中でございますので、もし再開あれば皆さん方にもお知らせすることと思っております。その時は、皆さん方もご参集をよろしくお願
いします。

それから、先月から農地パトロールのほうもお願いしとったところでござい
ますが、順調に進んでいると思っておりますが、この暑い中大変でござい
ますが、山の中入るときは十分注意をして、9月までには完成されますよう
お願いしときます。

それでは、本日は22号議案から26号議案まで提案しておりますのでよろしく
お願いをいたします。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、竹島

会長をお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないよう対応をお願いしておきます。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人の指名をいたします。今回は議事録署名人として、8番、山本委員、9番、大倉委員を指名をいたします。よろしくをお願いをいたします。

なお、前回に続きコロナウイルス感染拡大防止のため本総会の開催時間をできる限り短縮することといたしますので、事務局の求める説明も必要最小限にいたします。よろしくをお願いをいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第22号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明は別紙の事務局説明文をお読みください。

それでは、22号議案、1と2について私のほうから補足説明をいたします。

7月の30日に事務局と推進委員の平川君と私と3人で現地調査をいたしました。第22号議案、農地法第3条第1項の規定で所有権移転申請の1番と2番についての説明をいたします。

譲渡人から譲受人への売買の所有権移転の申請となります。

現地の確認を行い、申請書等の協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議の結果でございました。

ご審議を、よろしくをお願いをいたします。

ただいまの審議について、何かご意見、ご質問ございませんか。

写真はですね、1番上の写真ですよ。赤印を付けてあるからわかると思いますけど。上のほうが、○○○のほうの前ですね。それから2件目は反対側の大場に行く方の道路の上ですね。畑になっとります。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） 異議ありませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第22号の議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第22号議案は、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、第23号議案、「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

案件は、1件の1筆でございます。本件について、現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いをいたします。

2番、橋本委員。

○2番（橋本 勝君） 第23号議案、農地法第4条1項の規定による農地転用許可申請の1番についてご説明いたします。

転用目的は貸駐車場で隣接する認定こども園にて貸し出すということです。

申請地の農地区分は、公共投資がされていない、10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は駐車スペースとして135㎡、通路及び回転スペースとして203㎡となっております。排水計画、被害防除とも問題ありません。

現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。

ご審議、よろしく申し上げます。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何かご質問ございませんか。

○8番（山本 精武君） 8番、山本ですけど。

○議長（竹島 久利君） はい。

○8番（山本 精武君） これ保育園の入り口、借られる方も保育園方というんじゃないくて。

○議長（竹島 久利君） 今現在、今日見てきたら土砂で埋まっているわけですね。ずっと田んぼで、あれは災害、土砂がずっと毎年入ってくるわけですね。今、今日も土砂がいっぱい入った。

○8番（山本 精武君） 少し埋まるところがあったですもんね。あそこに。幼稚園の方から借られるんですか。

○書記（上田 賢君） 事務局より補足説明をさせていただきます。

今回は、申請人の方現在の土地の所有者の方が自分で転用をして隣の認定こども園のほうの利用者の人に貸されるという申請であります。

- 議長（竹島 久利君） ほかに、何かございませんか。
- 9番（大倉 公泰君） すいません。
- 議長（竹島 久利君） はい、どうぞ。
- 9番（大倉 公泰君） 駐車場になりますけど、一時転用は転用でなくて売買なんですか。永久に売り買いですか。
- 書記（上田 賢君） 事務局より説明をさせていただきます。
- 今回は、先ほどもご説明したとおり、申請人の方が自分で転用をして、隣の認定こども園の方に貸されるという申請になります。なので、売買等の権利の移動はございません。
- 9番（大倉 公泰君） はい、わかりました。
- 議長（竹島 久利君） ほかに、何かございませんか。
- （なしの声）
- 議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。
- 第23号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。
- （異議なしの声）
- 議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第23号議案は、原案どおり決定をいたします。
- 続きまして、第24号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。
- 案件は1件の2筆でございます。本案について、現地調査に出向かれました農業委員さんより説明をお願いします。
- 5番、荒木委員。
- 5番（荒木 茂君） 第24号議案、農地法第5条1項の規定による農地転用許可申請の1番についてご説明します。
- 転用目的は太陽光発電施設です。申請地の農地区分は、公共投資がされていない、10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。
- 土地利用計画は太陽光パネル360枚で584.496㎡、通路その他として1,929.504㎡となっております。排水計画、排水同意、被害防除とも問題ありません。
- 現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものと協議結果でございました。
- ご審議、よろしく申し上げます。
- 議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございます。委員さんより説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何かありませんか。

- 8番（山本 精武君） 8番、山本ですけど。
- 議長（竹島 久利君） はい。
- 8番（山本 精武君） これ、この写真を見るとですね、その横の建物のところにもパネルというのはソーラーですかね。
- 5番（荒木 茂君） はい。
- 8番（山本 精武君） 内容は。
- 5番（荒木 茂君） これはここにある人がこっちのマップじゃ西になりますけど、自宅の横にソーラーを付けてあります。
- 8番（山本 精武君） 今度の経営者は。
- 5番（荒木 茂君） 違います。
- 8番（山本 精武君） 全然違う人なわけですね。
- 5番（荒木 茂君） はい。
- 議長（竹島 久利君） これは畑だから。
- 8番（山本 精武君） どの辺にあつとですか、場所。
- 5番（荒木 茂君） 七十三のですね。
- 8番（山本 精武君） 七十三。
- 5番（荒木 茂君） あそこの四ツ山分かれ道があるでしょ。七十三さんのほうに入ってそれで100メートルぐらいですか。
- 9番（大倉 公泰君） いいですか私から。
- 議長（竹島 久利君） はい、どうぞ。
- 9番（大倉 公泰君） 期間は何年ですか。
- 5番（荒木 茂君） はい。
- 9番（大倉 公泰君） 期間、10年か20年、永久ですか。切っていないですか。
- 5番（荒木 茂君） これは。
- 書記（上田 賢君） はい、事務局よりお伝え申し上げます。転用の事業期間としては、一応永久という形になっております。
- 9番（大倉 公泰君） わかりました。
- 議長（竹島 久利君） 何かほかに、ございませんか。
- （なしの声）
- 議長（竹島 久利君） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。
- 第24号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。
- （異議なしの声）
- 議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第24号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第25号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○書記（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番から5番は同一の申請になります。

利用権等の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は合計で4,272㎡、期間は5年になっております。

6番、利用権等の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は1,053㎡、期間は5年です。

7番、利用権等の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は3,854㎡、期間は5年です。

8番、利用権等の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は2,489㎡、期間は5年です。

9番、利用権等の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は4,131㎡、期間は5年です。

10番、利用権等の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は1,760㎡、期間は5年です。

11番、12番は同一の申請になります。利用権等の種類は貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は合計で1,999㎡、期間は5年です。

13番、利用権等の種類は貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は1,190㎡、期間は5年5カ月、中間管理事業となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。本案は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農地利用集積計画の13件でございます。

事務局より説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

第25号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第25号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、第26号議案、「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題

といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○書記（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

農地利用最適化推進委員の委嘱についてご説明いたします。資料を本日2枚、すでに配られているA4縦が今回資料となります。7月31日付けで辞任された最適化推進委員さんの欠員が生じている賢木1地区、行政区の区域は久重地区の推進委員さんの委嘱に関する議案となります。

任期は2022年の3月31日までで、募集期間は、令和2年7月10日から令和2年8月5日まで行ったところ、1名の推薦がっております。

資料をご覧ください。

資料の一覧表が、応募者の氏名や年齢などと、農業委員さんの皆さんの任命の際に行った評価書と同じ基準に基づいて事務局で作成した評価書の案から転記した点数を記載しております。

併せて、評価書の案を添付しております。

事務局からの説明は以上となります。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございます。事務局より説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何かご意見等もありませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

推薦を受けている1名の候補者を推進委員として選任をし、委嘱することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第26号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、第27号議案、「非農地通知について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○書記（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

すいません、こちらちょっと追加の議案となっております。資料は、こちらA4縦のと、お配りしている航空写真の4枚目が現地の写真になりますので、併せてご覧いただければと思っております。

提案理由としては、別添の農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するかを本会において審査を求めるものであります。

なお、本会の審査の結果、「非農地」に該当すると判断した場合には、所有者に対し、「非農地通知書」を、県、法務局等の関係機関に対し、非農地通知一覧表を

送付するものであります。

今回審査を求めますのは、別添資料で提出している1筆です。

内容を説明いたします。一覧表をご覧ください。

現況の状況については記載のとおりです。

今回、提案する農地は、筆数が1筆、面積が、1,666㎡となっております。

現地は、雑木により農地への復元が困難になっていることから、農地に該当しないとすることが適当であると判断いたしました。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第27号議案について、非農地と判断することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第27号議案は、原案どおり承認をされました。

-----○-----

6. その他

○議長（竹島 久利君） 委員の皆さん方の、何かご意見、ご質問ございませんか。総合的に何か、ご意見でもご質問でもございませんか。

（なしの声）

-----○-----

7. 閉 会

○議長（竹島 久利君） それでは、ないようでございますので、お諮りをいたします。

本日の議決事件などの字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、異議ありませんか。

（はいの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さん方には慎重審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） それではご起立ください。

これをもちまして第5回農業委員会総会を閉会いたします。礼。お疲れさまでし

た。

-----○-----

閉会 午後1時57分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人